

令和8年 第3回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和8年3月24日(火)午前10時00分

2 公示日 令和8年3月11日(水)

3 開催場所 小樽市役所本庁別館4階第3委員会室

4 出席委員 (13名)

会 長	11番	北島	吉治
委 員	1番	田口	玲子
	2番	澤田	幸孝
	3番	浜谷	礼子
	4番	吉川	孝一
	5番	木露	正敏
	6番	古里	和夫
	7番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	8番	三國	幸一
	10番	川畑	正美
	13番	長多	誠吉
	14番	本間	俊一

5 欠席委員

6 議事日程

< 議案 >

議案第1号(振興係)

令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)

議案第2号(振興係)

令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)

< 報告 >

< その他 >

7 農業委員会事務局職員

事務局長 嶋崎 哲也

振興係長 樋口 博一

農地係長 世戸 幹彦 農地係 林 光佑

8 会議の概要

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和8年第3回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、本会議を進めたいと思います。</p> <p>出席委員は13名中13名出席しておりますので、総会は成立していることを御報告いたします。</p> <p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>議事録署名委員の指名をいたします。</p>
議長	<p>小樽市農業委員会会議規則第10条の規定による議事録署名委員に8番三國委員、9番岩部委員を指名いたします。それでは、「議案第1号 令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局 (振興係)	<p>それでは、議案第1号令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明いたします。</p> <p>標題は長くなっておりますが、年度当初に設定をしました、最適化活動目標に対する成果、実績報告となるものです。</p> <p>内容につきましては、農業委員会等に関する法律（農業委員会法）第6条第2項の規定に基づき、農業委員会の審議等の透明化を図り、農業委員会の活動、農地等の利用の最適化推進状況、その他事務の実施状況などを広く周知することを目的に、当該年度に対する項目等を点検し、北海道を經由し、農林水産省（国）に報告するという流れとなります。</p> <p>それでは、1ページ目をご覧ください。こちらは、農業委員会の状況ということで、内容記載をしております。</p> <p>年度の当初、令和7年4月1日現在の状況の記載となります。農業委員の定数、実数を記載し、農家・農地の概要として総農家数、農業者数 及び 耕地面積等を記載しています。数値は、直近の農林業センサス、農水省による耕地及び作付け面積統計を用いるとされており2020年の数値を記載しております。</p> <p>なお、農林業センサスについては、5年に1度調査を行い、公表されるものでありますが、現時点では2025年の数値が公表され</p>

ておりませんので、2020 の情報となっております。

次に2ページ目をご覧ください。こちらは、最適化活動の実施状況として、農地の集積、現状及び課題等を記載し、目標、それに対しての実績を記載しております。農地面積〇〇ヘクタールに対するこれまでの集積面積〇〇ヘクタールであり、集積率が〇〇パーセントの現状に対して、目標集積面積、新規目標集積面積〇〇ヘクタールをプラスした、〇〇ヘクタール、集積率〇〇パーセントとし、今年度実績としては、新規集積面積がなく、面積累計〇〇ヘクタールと現状に変動はありません。今年度末の集積率〇〇パーセント、目標に対する達成の状況については、〇〇パーセントとなり、目標を下回る結果となりました。

下段には、遊休農地の発生防止・解消については、記載のとおりで、遊休農地の状況は〇〇で、現状については、農業者の高齢化、後継者不足などにより、今後、遊休農地の増加が懸念される旨、記載をさせていただいております。

なお、遊休農地はゼロとしておりますので、目標も〇〇となっております。

次に、3ページ目をご覧ください。引き続き遊休農地の解消等の記載がありますが、現状では先ほど申し上げたとおり、〇〇ですので、記載はございません。

中段よりも下、新規参入の促進についてですが、現状及び課題については、令和4年から6年の状況、課題については、小樽市の農業の現状を記載しております。目標については直近3年の平均は〇〇ヘクタールとなり、その1割以上とされておりますので、その数値を記載しております。

次に4ページをご覧ください。

実績については、令和7年度には新規参入はありませんので、その旨記載をしております。

次に、最適化活動の活動目標、農業委員の人数を記載しております。

活動強化月間は例年と同様1回、昨年度の状況と変動はございません。取組時期等を記載しており、農地パトロールの実績等を記載しております。

続きまして、5ページをご覧ください。

こちらは、新規参入相談会等の記載であり、目標として1回の相談会としておりますが、開催はありませんでしたが、随時相談を受け、個別対応しておりますので、その旨を記載させていただいております。

一番下の欄、推進委員等の点検・評価につきましては、評語の種類が記載されたもののみですので、目標に対して、すべての活

	<p>動に対し、おおむねの目標を達成したとしております。</p> <p>最後のページとなります。6ページ目こちらは事務の実施状況について記載しており、農業委員会総会の開催実績について記載しております。総会の開催実績については、1月は天候の影響により開催ができませんでしたが、2月に臨時会、定期総会と2回開催しましたので、年会開催数は12回、ほか委員会、部会等は開催しておりませんので空欄としております。</p> <p>次に、農地法第3条に基づく許可事務について1件、農地転用に関して、意見を付し、知事への送付の事務の状況についてはございませんでした。また、違反転用への対応についても、ありません。</p> <p>以上、第1号議案についての説明を終わります。</p> <p>なお、北海道に内容報告、その後農林水産省への提出となりますが、軽微な修正指示につきましては、事務局で対応させていただきたいと考えており、大きな修正がございましたら、次回総会以降に報告したいと思っております。</p> <p>以上となります、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。</p> <p>特に発言がないようですので、議案第1号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号議案は原案の通り決定いたしました。</p>
議 長	<p>続きまして、「議案第2号令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」を上程いたします。</p> <p>内容について、事務局より説明願います。</p>
事 務 局 (振興係) 事務局長	<p>議案第2号「令和7年度最適化活動の目標の設定等」(案)と、合わせて資料2となります、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について説明させていただきます。</p> <p>まず、資料の1「令和7年度最適化活動の目標の設定等」(案)について、ご説明いたします。</p> <p>こちらにつきましても、先ほどの議案第1号でご説明いたしましたとおり、農業委員会等に関する法律(農業委員会法)の第6条第2項の規定による最適化活動によるもので、令和4年2月2日付け(3経営第2584号)農林水産省経営局長通知により、毎年度3月末までに翌年度の最適化活動の目標を設定し、4月末までに公表し、あわせて都道府県知事に報告することとなっているも</p>

ので、令和4年度から実施しております。

それでは1ページ目をご覧ください。

I 農業委員会の状況について（令和8年4月1日現在）ですが、ここでは農業委員会の現在の体制、農家・農地等の概要、について記載されております。表に記載している数字等は、直近の農林業センサス2020の数字を用いて記載してあります。

一号議案との違いですが、耕地面積につきましては、直近の耕地及び作付面積統計、農林水産省統計の数値となりますが、〇〇ヘクタールと公表されておりますので、一号議案、の昨年度の数値と変動がございます。

この耕地面積については、衛星画像や空中写真を活用した地理情報システムにより全国の土地を区分し、その中から抽出した区画について現地で実測する標本調査を行っている。作付け面積については、水稻は行政記録等を活用して把握し、水稻以外の作物は農協などの関係団体や農業経営体を対象に、郵送やオンラインによる調査を実施している。これらの調査結果をもとに推計を行い、原則として毎年7月15日現在の状況として、全国および都道府県別の統計の数字とされています。

次に2ページ目をご覧ください。

II 最適化活動の目標についてですが、ここでは、農地の集積と遊休農地の解消に関する現状及び課題、目標について記載されております。（1）農地の集積の現状の「これまでの集積面積」ですが、管内農地面積が〇〇ヘクタールから、〇〇ヘクタールと数値に変動がありましたので、これまでの集積面積に変動はないのですが、集積率が変更となりました。

目標としては、前回と同じ新規の集積面積を〇〇ヘクタールとしております。なお、遊休農地につきましては、現状なしで報告しておりますので、解消についての目標数もございません。

次に、3ページ目をご覧ください。新規参入の促進に関する現状及び課題、目標について記載しております。目標面積は、直近の過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上とすることとなっておりますので、〇〇ヘクタールとなります。

2 最適化活動の活動目標につきましては、変更なく、農業委員数13名、記載のとおりとなっております、活動強化月間の設定目標、新規参入相談会への参加目標についても、昨年同様の記載の内容としております。

以上、議案第2号の資料の1「令和7年度最適化活動の目標の設定等」（案）についての説明を終わります。

引き続きまして、資料2となります「農地等の利用の最適化の

推進に関する指針」の改訂について、ご説明いたします。

農業委員会等に関する法律（農業委員会法）に基づきまして、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動（最適化活動）を実施することとされておりますが、同法第7条第1項の規定によりまず農業委員会はその区域内における「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、その指針を定めることとされており、農業委員及び推進委員の改選期、3年に一度それに合わせ検証・見直しを行うこととされております。

1 資料の1ページをご覧ください。

指針につきましては、前回令和5年に定めた指針をベースとしており、全国農業会議所から資料を基に作成しております。

第1 基本的な考え方では、文章2段落目において小樽市の状況として、「地理的制約から傾斜地が多く、また面積的にも農地がまとまって形成している地域は少ない中、農業者の高齢化や担い手不足などにより耕地面積及び農家戸数は減少しており、今後遊休農地の発生が懸念されることから、その発生防止・解消、さらには担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進などに取り組んでいく必要がある」こちらは、前回の指針と変更はありません。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法として、「1 遊休農地の発生防止・解消について」「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」「3 新規参入の促進について」を記載しております。各項目とも、現状と3年後の目標を記載しております。

1の遊休農地の発生防止・解消についての（1）遊休農地の解消目標では、現状として遊休農地が発生していないことから

『0ha』とし目標も同様としております。（2）の具体的な推進方法については、利用状況調査及び意向調査の実施の検討ほか農地パトロールによる取組、農地中間管理機構の活用などとしております。

2ページ目になります

（3）遊休農地の発生防止・解消の評価方法については、記載のとおりです。

中段となります。

2の担い手への農地利用の集積・集約化についての（1）担い手への農地利用集積目標ですが、現状については、先ほどご説明いたしました「令和8年度最適化活動の目標の設定等」のⅡ最適化活動の目標の1の（1）農地の集積の現状欄に記載している面積となっております。3年後の目標については、本市の現状、前

年度の集積面積がゼロという年度もあることから、集積面積〇〇ヘクターから〇〇ヘクター目標といたしました。(2)の担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法については、地域計画の見直しや、農地中間管理事業の活用を検討などとしております。

(3)の評価方法については、記載のとおりとなっております。

3ページをご覧ください。

3の新規参入の促進についての(1)新規参入の促進目標ですが、現状については令和5年から現在までの3年間で、新規参入〇〇名、〇〇法人となっておりますので、3年後の目標については、新規参入3名、1法人としております。

なお、小樽市が令和5年に改訂いたしました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」において、『年間1人の青年等新規就農者の確保を目標とする』とあり、また『令和12年度における農業法人数の設立目標を2経営体』となっておりますので、小樽市の構想に沿った数字としております。

(2)の具体的な推進方法については、関係機関との連携による支援とフォローアップに努めるとしており、(3)の評価方法については、記載のとおりとなっております。

最後に、令和5年に制定した際には記載がなかった、第3地域計画の目標を達成するための役割につきましては、全国農業会議所の資料を基に農業委員会と市との協力体制などにつきまして記載しております。記載の内容につきましては他の自治体も同様の記載となっております。

以上、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正案についての説明を終わります。

議案第2号につきまして、よろしく申し上げます。

説明が終わりました。意見・質問のある方は挙手願います。

それでは、議案第2号について、提案通り決定することに賛成の方、挙手願います。

全員賛成ですので、議案第2号は原案の通り決定いたしました。

以上で、本日の審議事項は終了しました

その他、委員の皆様から何かありますか？

事務局から何かありますか？

次回の委員会は、4月21日(火)、場所は、別館4階第3委員会室を予定しています。詳しくは後日案内させていただきます。

	以上を持ちまして総会を終了いたします
--	--------------------

(午前10時30分閉会)

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。